



CCSBT-CC/2310/16

Progress Update on the CCSBT's Trial eCDS Project CCSBT における試行的 eCDS プロジェクトの進捗状況

Introduction 序論

This paper provides an update on the progress of the development of a trial electronic Catch Documentation Scheme (eCDS). The indicative costs of developing a trial eCDS using the TUFMAN 2 platform were presented to Members at the First Meeting of the Technical Compliance Working Group (TCWG) in paper CCSBT-TCWG/1910/05. This was discussed further at CC 13 and referred to the Extended Commission (EC). At the Twenty-Sixth Annual Meeting of the Commission (CCSBT 26), Members supported developing a trial eCDS based on the current CDS Resolution. An eCDS Working Group was formed in early 2021 to assist the Secretariat with decisions concerning the development of the trial eCDS, with a two-day online meeting held in April 2021 and a second, one-day, meeting in October 2021.

本文書では、試行的電子漁獲証明制度（eCDS）の開発の進捗状況を提示する。TUFMAN2プラットフォームを用いた試行的 eCDS の開発にかかる見込み費用は、文書 CCSBT-TCWG/1910/05 において第 1 回遵守専門作業部会（TCWG）会合に提示された。この点については CC 13 においてさらに検討され、拡大委員会（EC）による検討に委ねられた。第 26 回委員会年次会合（CCSBT 26）において、メンバーは、現行の CDS 決議をベースとする試行的 eCDS を開発することを支持した。2021 年初頭には、試行的 eCDS の開発に関する決定に関して事務局を支援するための eCDS 作業部会が設置され、2021 年 4 月に 2 日間のオンライン会合が、また 2021 年 10 月には 2 回目のオンライン会合（1 日）が開催された。

A draft revised CDS resolution to facilitate introduction of the eCDS was prepared by the Secretariat and presented to the Seventeenth Meeting of the Compliance Committee (CC 17). The meeting noted that the draft resolution was close to being finalised and would be considered at CC 18.

事務局は、eCDS の導入を促進するための改正 CDS 決議案作成し、第 17 回遵守委員会会合（CC 17）に対してこれを提出した。同会合は、同決議案は最終化に近づいており、CC 18 においてさらに検討されることに留意した。

There are four sections to this paper:

本文書は以下の四つのセクションで構成されている。

- A. Current status of the trial eCDS software.
試行的 eCDS ソフトウェアの開発状況
- B. Outstanding functionality and issues.
解決を要する機能及び問題点
- C. Proposed workplan and budget.
作業計画及び予算に関する提案
- D. Recommendations
勧告

(A) Current Status of the eCDS

現在の eCDS の開発状況

Development of the trial eCDS has essentially been completed with work now focussing on refinement and adding final features. It is currently hosted on a test server and functional for all five CDS forms:

試行的 eCDS の開発は基本的に完了しており、現在の作業は改良及び最終的な機能の追加に重点化している。システムは現在テストサーバーでホストされており、五つの CDS の様式の全てが運用可能となっている。

- Catch Monitoring Form (CMF)
漁獲モニタリング様式 (CMF)
- Catch Tagging Form (CTF)
漁獲標識様式 (CTF)
- Re-Export / Export After Landing of Domestic Product Form (REEF)
再輸出／国産品水揚げ後の輸出 (REEF)
- Farm Stocking Form (FSF)
蓄養活け込み様式 (FSF)
- Farm Transfer Form (FTF)
蓄養移送様式 (FTF)

Features implemented for the eCDS include:

eCDS で導入された機能には以下が含まれる。

- Error checking on all forms as agreed at the informal TCWG meeting in October 2021;
2021 年 10 月の非公式 TCWG 会合で合意された全様式におけるエラーチェック
- Bulk loading of CTF data from an Excel file;
エクセルファイルを用いた CTF データの一括入力
- Ability for validators to override certain errors and warnings on a document;
文書上の特定のエラー及び警告を確認者がオーバーライドする権限
- Print to pdf for CMF and REEF documents;
CMF 及び REEF 文書の PDF 出力
- Translation for the interface in both English and Japanese; and
インターフェイスの英語及び日本語での表示
- Series of introductory videos in English and Japanese.
英語及び日本語での一連の導入ビデオ

The eCDS has been tested in 2023 by the Secretariat and five Members, who have provided feedback to the Secretariat (Australia, New Zealand, Japan, Korea, and Taiwan). All Members that have tested the system have reported being satisfied with the design and overall functionality. Most of the feedback has been related to bugs and user issues, most of which have been resolved, but some process issues have been raised that require discussion with Members.

2023 年に事務局及び五つのメンバー（オーストラリア、ニュージーランド、日本、韓国及び台湾）が eCDS のテストを行い、事務局へのフィードバックを提出した。システムのテストを行ったメンバーはいずれも、その設計及び全体的な機能は満足できるものであると報告した。フィードバックの大部分はバグ及びユーザーの問題に関するもので、その大部分は既に解決されているが、メンバーによる検討を要するプロセス上の問題がいくつか提起された。

(B) Outstanding Functionality and Issues

解決を要する機能及び問題点

While the eCDS is fully functional and almost ready to go-live, there are still some features to be added and issues to resolve, some of which require input from Members. A full list of these is in provided in **Attachment A**¹.

eCDS は全面的に機能しており運用開始の準備がほぼ整っているが、追加すべき機能又は解決すべき問題がいくつか残されており、そのうちの一部はメンバーからのインプットを要する。これらの一覧を別紙 A に示した。

Remaining work includes the following:

今後の作業には以下が含まれる。

- Translations for languages other than English and Japanese;
英語及び日本語以外の言語への翻訳
- Further testing to confirm functionality / error checks and eliminate bugs;
機能／エラーチェックを確認するとともにバグを除去するためのさらなるテスト
- Development of a user manual suitable for industry in both English and Japanese;
英語及び日本語の両言語による業界向けユーザーマニュアルの作成
- Testing by industry;
業界によるテスト
- Testing by Member eCDS Administrators (for Members to manage their own industry and government users); and
メンバーの eCDS 管理者（メンバーがそれぞれの業界及び政府のユーザーを管理するための権限を有する者）によるテスト
- Implement cross-checking of CMF Transshipment information with transshipment data received from carrier vessels and other RFMOs.
CMF の転載情報と運搬船及び他の RFMO から受領する転載データとの相互チェック機能の導入

There are a number of issues that still require discussion / input from Members and these are explained in detail at **Attachment A**.

まだメンバーによる検討／インプットを要する問題点が多数残されており、その詳細は別紙 A で説明されている。

If these issues cannot be resolved during this meeting, then a meeting of the eCDS working group will need to be arranged to discuss outstanding issues.

本会合においてこれらの問題点が解決できない場合、未解決の問題点を議論するための eCDS 作業部会会合を設定する必要がある。

The customised CDS forms are provided in **Attachment B**. There is one REEF and four CMFs for the following situations:

カスタマイズした CDS 様式は別紙 B のとおりである。以下の状況に応じて、一種類の REEF 及び 4 種類の CMF がある。

- CMF 1 - with transshipment that is an export;
転載後に輸出される場合

¹ Members raised many issues and questions during the trial eCDS testing period. Of these, items already accommodated are not included in **Attachment A**. 試行的 eCDS のテスト期間中、メンバーは多数の問題点及び質問を提起した。これらのうち既に対応済のものは別紙 A には含まれていない。

- CMF 2 - with transshipment that is a landing of domestic product;
転載後、国産品として水揚げされる場合
- CMF 3 - with no transshipment that is an export; and
転載なしで輸出される場合
- CMF 4 - with no transshipment that is a landing of domestic product.
転載無しで国産品として水揚げされる場合

The main changes to these forms are:

これらの様式における主な変更点は以下のとおりである。

- Unused sections have been removed;
使用しないセクションは削除されている。
- Signature boxes have been removed for certifiers since these are signed electronically in the eCDS; and
eCDS では署名が電子的に行われることから、証明者向けの署名欄は削除されている。
- Extra lines have been added for domestic buyers.
国産品の荷受人向けに複数の行が追加されている。

Note that the forms are not a final product and the format may change to make better use of space.

これらの様式は最終バージョンではなく、余白をより良く利用するために変更される可能性があることに留意されたい。

Preparation of a revised CDS Resolution

改正 CDS 決議にかかる準備

The Secretariat developed a draft revision of the CDS Resolution to facilitate the eCDS and circulated this to the eCDS Working Group in March 2022. A second version of the draft resolution, incorporating Members comments, was circulated to the Working Group in May 2022. The Secretariat offered to receive additional comments from Members on the second draft, but no comments were received.

事務局は、eCDS を促進するための改正 CDS 決議案を作成し、2022 年 3 月の eCDS 作業部会にこれを回章した。メンバーからのコメントを取り入れた決議改正案の二次案は 2022 年 5 月の作業部会に回章された。事務局はメンバーに対して二次案に対する追加的なコメントを求めたが、これまでのところコメントを受領していない。

A “clean” version of the text of the draft revised CDS Resolution is provided at **Attachment C**². All differences from the original CDS Resolution are highlighted in yellow. **Attachment D** provides some minor modifications to Appendix 3 of the CDS Resolution. The main change to the Appendix was the removal of the Secretariat’s reconciliation reports as these reports will become redundant within the eCDS. This draft was presented to Members at CC 17, where it was noted that the draft resolution was close to being finalised and would be considered at CC 18.

CDS 決議改正案本文の「クリーン」バージョンは別紙 C のとおりである。当初の CDS 決議からの変更点は全て黄色でハイライトされている。CDS 決議別添 3 に対するいくつかの微修正を別紙 D に示した。当該別添に対する主な変更点は、事務局による照合報告書の作成に関するセクションの削除である（これらの報告書は eCDS 内のチェック機能と重複する）。この改正案は CC 17 で既にメンバーに提示されたものであり、決議案は最終化に近づいており CC 18 においてさらに検討されることとされていた。

² A tracked-changes version of the draft revised eCDS Resolution was included in the email sent to the eCDS Working Group and can be provided to Members by request to the Secretariat. CDS 決議改正案の見え直し修正バージョンは eCDS 作業部会へのメールの中で送付された。事務局は、メンバーからの要望があればこれを提供することができる。

Members are requested to reconsider the draft revised CDS Resolution and recommend whether to adopt it effective from 1 January 2024. The Secretariat understands that an effective date of 1 January 2024 would mean that any Member can voluntarily start to use the eCDS (instead of the paper CDS) from 1 January 2024 onwards.

メンバーは、CDS 決議改正案について改めて検討し、2024 年 1 月 1 日から発効するものとしてこれを採択するかどうかについて勧告することを要請されている。なお、事務局は、2024 年 1 月 1 日からの発効とは、いずれのメンバーも 2024 年 1 月 1 日以降であれば任意のタイミングで（紙ベースの CDS の代わりに）eCDS の利用を開始できることを意味するものと理解している。

In addition, the Secretariat notes that the revised CDS Resolution references an, “... *agreed date for full implementation*”, of the CCSBT’s eCDS (paragraph 1.1). The Secretariat understands this to be the date from which all Members are required to stop using the paper CDS and switch to only using the eCDS (*i.e.* use of the eCDS would become mandatory), except for cases where extraordinary circumstances prevent eCDS use. The meeting is requested to consider and potentially recommend an “agreed date for full implementation” of the CCSBT eCDS.

さらに事務局は、改正 CDS 決議（パラグラフ 1.1）における「全面的実施が合意された日付」との文言について指摘したい。事務局は、この日付について、eCDS の利用を妨げる極めて特殊な状況を除き、全メンバーが紙ベース CDS の利用を停止し eCDS のみの利用に切り替えることが求められる（すなわち eCDS の利用が義務となる）日付であると理解している。会合は、CCSBT eCDS の「全面的実施が合意された日付」について検討し、場合によってはこれを勧告するよう要請されている。

Implementation Considerations

導入に向けた検討事項

The following need to be considered with respect to implementation of the eCDS:
eCDS の導入に関して、以下の事項を検討する必要がある。

- **Industry training and support** – The Secretariat does not have the resources to train and provide support for industry users. The Secretariat has created a series of introductory videos in English and Japanese that are a useful resource, but Members will have to arrange their own training and support structure for their industry as is currently the case for the existing paper-based system.
業界に対するトレーニング及びサポート：事務局は、業界のユーザーに対するトレーニング及びサポートを行うリソースを有していない。事務局は、便利なリソースとして英語及び日本語の一連の紹介ビデオを作成したが、現在の既存の紙ベースのシステムに関する対応と同様に、メンバーは各々の業界に対する独自のトレーニング及びサポート体制を整えることが求められる。
- **Partial vs Full Implementation** – Partial implementation is recommended to provide Members greater flexibility in implementation but will cause some difficulties in the short-term and also constrain the ability of the Secretariat to conduct some analyses.
部分的導入か全面導入か：メンバーに対しては導入に当たっての柔軟性を確保できるようにまず部分的に導入していくことが推奨されるものの、部分的導入では一部に短期的な問題が生じる可能性があり、また事務局が必要な解析を行うための能力を制約することとなる。
- **Technical Considerations** – The eCDS is almost ready on a technical level for implementation, with just a few bugs and issues to resolve, so is not a limiting factor.
技術的検討事項：技術的には、eCDS はほぼ導入準備が整っている。いくつかのバグ及び解決すべき課題があるものの、導入を制限するものではない。

(C) Proposed Workplan and Budget

作業計画及び予算に関する提案

The following is an indicative schedule of the work remaining:

積み残しの作業にかかる暫定的なスケジュールを以下に示した。

2023 (final quarter):

2023 年（第 4 四半期）

- Continuation of Secretariat testing.
事務局によるテストの継続
- Rigorous testing by Members (potentially including field testing³).
メンバーによる厳正なテスト（現場でのテストを含む場合がある）
- Field testing³ of the eCDS by Members (to include vessels, exporters, importers).
メンバーによる eCDS の現場でのテスト（漁船、輸出業者、輸入業者を含む）
- Modifications to the system as required.
必要に応じたシステムの修正
- Development completed.
開発作業の完了

2024:

- Partial implementation of the eCDS, including exporters, carrier vessels, and importers. During this implementation phase, exporters, carrier vessels and importers may be dealing with both electronic and paper based CDS forms.
eCDS の部分的導入（輸出業者、運搬船及び輸入業者を含む）。この導入フェイズでは、輸出業者、運搬船及び輸入業者は電子様式と紙ベース様式の両方を取り扱うこととなる可能性がある。
- Modifications to the system as required.
必要に応じたシステムの修正

2025:

- Full implementation of the eCDS?
eCDS の全面的導入？
- Maintenance of the system.
システムの維持管理

³ Field testing of the Trial eCDS is not a substitute for using the paper CDS (i.e. paper CDS forms still need to be completed). 試行的 eCDS のフィールドテストは、紙ベース CDS の使用に置き換わるものではない（すなわち、紙ベースの CDS 様式を引き続き完成される必要がある）。

Budget

予算

The development of the eCDS continues to be a relatively inexpensive project. At the end of 2023, it is expected that the total expenditure on the project (excluding Secretariat staff time) will be ~\$173,000. The approximate expected expenditure for future years is:

eCDS の開発は、依然として比較的安価なプロジェクトとなっている。2023 年末の時点で、本プロジェクトにかかる総支出額（事務局スタッフの業務時間は除く）は最大で 173,000 ドルと見込まれている。将来の各年における支出見込額は以下のとおりである。

- 2024: \$42,000 (partial implementation and further modifications as required); and
2024 年 : 42,000 ドル（部分的導入及び必要に応じたさらなる修正）
- 2025: \$25,000 (full implementation and maintenance).
2025 年 : 25,000 ドル（全面的導入及び維持管理）

(D) Recommendations

勧告

The Compliance Committee is invited to review, comment, and make necessary recommendations to EC on:

遵守委員会は、以下についてレビュー及びコメントを行い、EC に対して必要な勧告を行うよう招請されている。

- The issues raised and listed in **Attachment A**;
別紙 A で提起された問題点
- The draft revision of the CDS Resolution at **Attachments C and D** to facilitate the eCDS;
eCDS を促進するための、別紙 C 及び D に示した CDS 決議改正案
- The proposed workplan; and
作業計画案
- The proposed budget.
予算案

In addition, the Compliance Committee is requested to decide whether to recommend adoption of the attached draft revised CDS Resolution effective from 1 January 2024. This will be the date from which Members can voluntarily start to use the eCDS.

さらに、遵守委員会は、添付した CDS 決議改正案を 2024 年 1 月 1 日に発効するものとして採択するよう勧告するかどうかを決定するよう求められている。この日付以降、メンバーが eCDS の利用を任意のタイミングで開始することができる。

The Compliance Committee should also consider and potentially recommend an “agreed date for full implementation” (referred to in paragraph 1.1 of the draft revised CDS Resolution) of the CCSBT eCDS. This would be the date from which the eCDS becomes mandatory and must be used by all Members.

また遵守委員会は、CCSBT eCDS の「全面的実施が合意された日付」（CDS 決議改正案パラグラフ 1.1 を参照）について検討し、場合によっては勧告を行うべきである。この日付は、eCDS の利用が義務となり、全メンバーが eCDS を利用しなければならなくなる日付である。

Prepared by the Secretariat

事務局作成文書

Raised by	Issue	Description	Recommended action
Sec	Revision to CDS Resolution to accommodate an eCDS	A draft revised CDS resolution to facilitate the eCDS was prepared by the Secretariat and presented to CC 17. The meeting noted that the draft resolution was close to being finalised and would be considered at CC 18.	Members to consider the draft revised CDS Resolution
Sec, Members	Implementation plan	Develop a plan with timeline for implementation of the eCDS	Members to discuss
Sec	Validators can have multiple current validation periods (rare)	Some Members have multiple validation seals (by company or by region) and a validator can have more than one current validation authorisation. This is complicated to implement and more complicated for eCDS users.	Only allow a single current authorisation period for a validator. This would mean: <ul style="list-style-type: none"> * Not having specific seals for each company * Not having specific seals for each region OR ending the authorisation of one region before issuing another. Need confirmation from Members that this is acceptable
Sec	CMF pdfs – Customise for eCDS and the data on the form?	Only show sections that have data (i.e. according to the options selected), there are four combinations: <ul style="list-style-type: none"> * No TS / Export * No TS / Landing of Domestic product * TS / Export * TS / Landing of domestic product 	PDFs have been created. Need confirmation from Members that these are acceptable
Sec	REEF pdf	Has been modified to include data on the eCDS version of a REEF	Needs approval from Members
AU, KR	'Other' species	The eCDS does not allow for the addition of a description and specific weight conversion factor for the 'Other' processing code.	To simplify the interface, the Secretariat's plan is to include all processing codes needed so that 'Other' would be unnecessary or used very rarely. Need confirmation from Members that this is acceptable
AU	Importer / Domestic buyer information	It has been suggested that import information could be entered by the exporter and domestic buyer information by the catch/harvest user. The importer/domestic buyer could edit/certify this information, but in some cases that may not happen if the importer is from a Non-Member country.	Need to discuss with Members
AU,JP	Finalisation of CDS documents	Finalisation of a document means that: <ul style="list-style-type: none"> * It should be locked and not able to be edited (unless in exceptional circumstances where the Secretariat can assist) * Data from the document can be used by the Secretariat for CDS reports Some questions to consider: <ul style="list-style-type: none"> * When this should happen * Is importer / domestic buyer information necessary? * What difference allowed between Final destination and catch section? 	Needs in-depth discussion with Members and definition of the rules for finalising documents
AU	Visibility for Validator	Currently the Validator can see all documents they have previously validated	Proposal is to remove this, so Validators can only view documents they have the document number and access code for (or the link). Needs discussion with Members
JP	CMF - numbers of fish added to final destination section?	The current CMF does not have the number of fish in the final destination section. If this number is recorded in this section, it would be helpful to check SBTs after importing – is it possible to add it?	This will require approval from Members. Revision to the CDS resolution may not be necessary for the eCDS since the Resolution refers only to forms of the eCDS.
JP	CMF numbers	Japan would like the CMF number to include the vessel number (already implemented) and would like to be able to create a CMF with the previous season code (e.g. CMJP22xxx instead of CMJP23xxx)	Could a rule be created to do this automatically, based on the harvest dates and fishing season dates, or some other date?

Sec	How to handle system failure / lack of internet	This issue was mainly a concern for vessels at sea, especially smaller vessels. The planned fallback was to use hard-copy CDS forms but the mechanism for that has not been finalised (e.g. the CMF document number). Is it still an issue now that fishing and carrier vessel masters are not required to certify the transshipment? Is documentation required for a transshipment?	Needs discussion with Members
AU, Sec	Reports	The eCDS platform includes a reporting feature that makes it easy to add reports for retrieval of eCDS data by industry and government users	These can be added at any time so nothing needs to be done immediately. In the short to medium term we need to identify a suite of reports that would be useful for government and industry users.
Sec	eCDS interface translations	The eSBT / eCDS user interface can be translated to any language. Currently English and Japanese have been implemented but other languages can be added if translation for a table of terms is provided to the Secretariat	Members that would like the interface in their native language can request the translation table from the Secretariat.
Sec	User manual	A complete user manual suitable for industry users is yet to be developed	Secretariat to produce English and Japanese versions. Other Members may need to translate if other languages are required.
AU/ID/JP	Electronic interaction with Member's domestic data management systems	It would be nice if eCDS could be linked/synced with Members' domestic systems	This is certainly possible but is for future consideration and not in the scope of the current project
JP	Public use of eCDS data, such as looking up information on a fish being consumed	Can we consider additional ways to utilise data electronically collected through eCDS, e.g. show SBT's catch location information etc., when entering CMF numbers on the CCSBT website (a sort of traceability)?	This is certainly possible but is for future consideration and not in the scope of the current project



Commission for the Conservation of Southern Bluefin Tuna

CATCH MONITORING FORM

Catch Documentation Scheme

Document Number

CM-EU230694508

eSBT Access Code

352741



Catch Tagging Form Document Numbers

CATCH / HARVEST SECTION - Tick and complete only one part

<input checked="" type="checkbox"/> For Wild Fishery	Name of Catching Vessel	Registration Number	Flag State/Fishing Entity
Or	EU Vessel 1A	6945	Italy
<input type="checkbox"/> For Farmed SBT	CCSBT Farm Serial Number	Name of Farm	
	Document Number(s) of associated Farm Stocking (FS) Form(s)		

Description of Fish						
Product: F (Fresh) / FR (Frozen)	Type: RD/GGO/GGT/DRO/DRT/FL	Month of Catch/ Harvest (mm/yy)	Gear Code	CCSBT Statistical Area	Net Weight (kg)	Total Number of whole Fish (including RD/GGO/GGT/DRO/DRT)
FR	GGO	01/23	LL	14	90.00	2

Name and Address of Processing Establishment (if applicable)

EU Fish

Validation **by Authority** (not required for exports transhipped at sea): I validate that the above information is complete, true and correct to the best of my knowledge and belief.

Name and Title	EU Validator1, Validator	Signature		
Date	06 Sep 2023			

INTERMEDIATE PRODUCT DESTINATION SECTION

Transshipment			
Transshipment Date	Name of Receiving Vessel	Registration Number	Flag State/Fishing Entity
15 Jan 2023	EU Carrier 2	6949	PT
Master of fishing vessel	Master of receiving vessel	Transshipment observer	
EU Fishing Master	EU Carrier Master	Mr Observer	
Certification of transshipment details			Date
Donald Business			06 Sep 2023

Export	Point of Export*		
City	State or Province	14	State/Fishing Entity

* For transshipments on the high seas, enter the CCSBT Statistical Area instead of State/Fishing Entity and leave other fields blank.

Destination (State/Fishing Entity)	Japan
------------------------------------	-------

Certification **by Exporter**: I certify that the above information is complete, true and correct to the best of my knowledge and belief.

Name	Licence No. / Company Name	Date
Donald Business	12345	06 Sep 2023

Validation **by Authority**: I validate that the above information is complete, true and correct to the best of my knowledge and belief.

Name and Title	EU Validator1, Validator	Signature		
Date	06 Sep 2023			

FINAL PRODUCT DESTINATION SECTION

Import	Final Point of Import		
City	State or Province	State/Fishing Entity	Japan
Tokyo			

Certification **by Importer**: I certify that the above information is complete, true and correct to the best of my knowledge and belief.

Name	Address	Date	Type: RD/GGO/GGT/DRO/DRT/FL/OT	Weight (Kg)
Donald Business	Tokyo fish market	06 Sep 2023	GGO	90

CMF 3 - No transshipment / Export

 Commission for the Conservation of Southern Bluefin Tuna	<h1>CATCH MONITORING FORM</h1> <h2>Catch Documentation Scheme</h2>	Document Number	
		CM-EU230694510	
		eSBT Access Code	590234

Catch Tagging Form Document Numbers

• **CATCH / HARVEST SECTION** - Tick and complete only one part

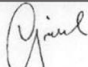

<input checked="" type="checkbox"/> For Wild Fishery	Name of Catching Vessel	Registration Number	Flag State/Fishing Entity
Or	EU Vessel 1A	6945	Italy
<input type="checkbox"/> For Farmed SBT	CCSBT Farm Serial Number	Name of Farm	
	Document Number(s) of associated Farm Stocking (FS) Form(s)		

Description of Fish						
Product: F (Fresh) / FR (Frozen)	Type: RD/GGO/GGT/DRO/DRT/FL	Month of Catch/Harvest (mm/yy)	Gear Code	CCSBT Statistical Area	Net Weight (kg)	Total Number of whole Fish (including RD/GGO/GGT/DRO/DRT)
FR	GGO	02/23	LL	14	129.00	2

Name and Address of Processing Establishment (if applicable)

EU Fish

Validation **by Authority** (not required for exports transhipped at sea): I validate that the above information is complete, true and correct to the best of my knowledge and belief.

Name and Title	EU Validator1, Validator	Signature		
Date	06 Sep 2023			

• **INTERMEDIATE PRODUCT DESTINATION SECTION**

Export	Point of Export*			
City	Cape Town	State or Province		State/Fishing Entity
				South Africa

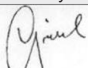

* For transshipments on the high seas, enter the CCSBT Statistical Area instead of State/Fishing Entity and leave other fields blank.

Destination (State/Fishing Entity)	Japan
---	-------

Certification **by Exporter**: I certify that the above information is complete, true and correct to the best of my knowledge and belief.

Name	Licence No. / Company Name	Date
Donald Business	12345	06 Sep 2023

Validation **by Authority**: I validate that the above information is complete, true and correct to the best of my knowledge and belief.

Name and Title	EU Validator1, Validator	Signature		
Date	06 Sep 2023			

• **FINAL PRODUCT DESTINATION SECTION**

Import	Final Point of Import			
City	Tokyo	State or Province		State/Fishing Entity
				Japan

Certification **by Importer**: I certify that the above information is complete, true and correct to the best of my knowledge and belief.

Name	Address	Date	Type: RD/GGO/GGT/DRO/DRT/FL/OT	Weight (Kg)
Donald Business	Tokyo fish market	06 Sep 2023	GGO	129

	Commission for the Conservation of Southern Bluefin Tuna	RE-EXPORT/EXPORT AFTER LANDING OF DOMESTIC PRODUCT FORM Catch Documentation Scheme	Document Number RE-EU2300003	
			eSBT Access Code 235728	

Re-Export ← Or → Export after Landing of Domestic Product (tick only one)

Within this form, the term "Export" includes both exports and re-exports

Full Shipment ← Or → Partial Shipment (tick only one)

Form Number of Preceding Document (Catch Monitoring Form, or Re-Export/Export After Landing of Domestic Product Form)	CMEU230694505 EU Vessel 1A
---	----------------------------

EXPORT SECTION

Exporting State/Fishing Entity	Point of Export		
	City	State or Province	State/Fishing Entity
European Union	Cape Town		South Africa

Name and Address of Processing Establishment (if applicable)
Cape town fish processors

Catch Tagging Form Document Numbers (if applicable)

Description of Fish Being Exported


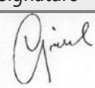
Product: F (Fresh) / FR (Frozen)	Type: RD/GGO/ GGT/DRO/DRT/FL	Weight (kg)	Total Number of whole Fish (including RD/GGO/GGT/DRO/DRT)
FR	GGO	200.00	4

Destination (State/Fishing Entity)
Japan

Certification by Exporter: I certify that the above information is complete, true and correct to the best of my knowledge and belief.

Name	Date	Licence No. / Company Name
EU Exporter1	31 Mar 2023	12345

Validation by Authority: I validate that the above information is complete, true and correct to the best of my knowledge and belief.

Name and Title	Signature	
EU Validator1,		
Date	04 Apr 2023	

IMPORT SECTION

Final Point of Import		
City	State or Province	State/Fishing Entity
Tokyo		Japan

Certification by Importer: I certify that the above information is complete, true and correct to the best of my knowledge and belief.

Name	Address	Date
Japan Importer1	Tokyo fish market	06 Sep 2023

NOTE: The organization/person which validates the Export section shall verify the copy of the original CCSBT CDS Document. Such a verified copy of the original CCSBT CDS document must be attached to the Re-export/Export after Landing of Domestic Product (RE) Form. When SBT is Exported, all verified copies of concerned forms must be attached.

CCSBT 漁獲証明制度の実施に関する決議
(第 30 回委員会年次会合 (2023 年 10 月 12 日) において改正)

漁獲証明制度 (CDS) の策定のために 2005 年の CCSBT12 で採択された原則及び 2006 年の CCSBT 13 において採択された‘貿易の有無にかかわらずみなみまぐろのすべての漁獲を記録するための CDS の実施に関する決議’に照らし合わせ、

メンバー及び協力的非加盟国が漁獲から国内市場又は輸出市場における最初の販売までの合法的な製品の流れを追跡、確認を行う必要性に留意し、

地域漁業管理機関間で漁獲証明制度の調和を達成する必要性を念頭に置き、

それぞれのメンバー及び協力的非加盟国による SBT の漁獲を正確に確認するために、CDS が世界の SBT 漁業のすべてのセクターを通じ、一貫的かつ包括的に適用されなければならないことを強調し、

みなみまぐろの保存のための条約第 8 条 3(b) に従い、みなみまぐろの保存のための拡大委員会 (CCSBT) は委員会の保存措置の遵守状況を監視するため、次の措置を採択する。

1. 一般条項及び適用

1.1 CCSBT の電子漁獲証明制度 (eCDS) の全面的実施が合意された日付¹以降においては、別添 1 に記載された紙による様式を使用せざるを得ない状況²を除き、すべての CDS 文書は CCSBT の eCDS により電子的に完成されなければならない。eCDS には以下を適用する。

1.1.1 eCDS における文書の構成及び内容は、本決議別添 1 の様式と若干異なる。eCDS を用いる場合、システム上の文書に含まれる各記入欄において求められるデータは、提出が義務付けられた情報と見なされる。

1.1.2 国産品の水揚げ及びメンバー、協力的非加盟メンバー及び OSEC³ に対する輸出については、eCDS 上の漁獲モニタリング様式 (CMF) 及び再輸出／国産品水揚げ後の輸出様式 (REEF) が、当該様式の最終的な証明から 90 日以内に、受領したメンバーにより最終化⁴されなければならない。本決議が定めるその他の文

¹ 全面的実施について合意された日付は、拡大委員会年次会合において決定及び通知される。

² こうした状況には、eCDS の全面的実施より以前に SBT が漁獲された場合、メンバーと eCDS に情報を入力する権限を有しない非メンバーとの間の貿易、及び eCDS ユーザーマニュアルに記載された技術的問題により eCDS へのアクセスが妨げられている場合等が含まれる。

³ 用語「CDS に協力するその他の国／漁業主体」とは、この決議への協力を確約することを書面にて証明した国／漁業主体をいい、この決議において「OSEC」と表す。

⁴ 最終化とは eCDS におけるプロセスの一つであり、事務局への紙による様式の提出に相当する。最終化のプロセスはユーザーマニュアルに記載されている。様式が「最終化」された後は、事務局による関与なしに当該様式をさらに修正することはできない。

書の提出期限は、eCDS システム上で入力される文書には適用されない。

1.1.3 本決議が SBT に 1 つの文書を添付することを義務付けている場合、当該要件は、脚注 2 に記載した紙による様式を使用せざるを得ない状況が発生した場合を除き、eCDS を通じた確認により置き換えられるものとする。

1.1.4 本決議が CDS 文書の写しの保持又は事務局への CDS 文書の提出を義務付けている場合、eCDS 上で入力されたすべての文書は当該要件を満たしたものと見なされる。

1.1.5 eCDS においては、物理的な証明は必要とされない。その代わりに、eCDS にログインしたユーザーによる選択（確認欄のチェック）が署名と等価であるものと見なされる。

1.1.6 脚注 2 に記載した状況において別添 1 に記載した紙による様式が使用される場合、事務局は、ユーザーマニュアルに基づきメンバーから報告された後、当該情報を eCDS に変換するよう促進する。

- 1.2 すべてのメンバー及び協力的非加盟国は、みなまぐる（SBT）のための CCSBT CDS を実施し、本決議に該当するすべての SBT に関する移動を文書に記録しなければならない。CCSBT CDS は、CCSBT CDS 文書の作成及び SBT の標識装着を含む。
- 1.3 メンバー、協力的非加盟国又は OSEC の管轄権の下での、転載、国産品の水揚げ⁵、輸出、輸入及び再輸出について、すべての SBT は、本決議のセクション 3 に記載される文書が 1 つ添付されなければならない。本要件の免除は認められない。しかしながら、肉以外の魚体の部位⁶（即ち、頭、目、卵、内臓、尾及び鰭）については、文書なく輸出/輸入することができる。
- 1.4 メンバー又は協力的非加盟国の管轄権の下での、蓄養場への SBT の移送及び蓄養場間の SBT の移送は、規定に則り、蓄養活け込み様式及び蓄養移送様式として文書化されなければならない。
- 1.5 遊漁により漁獲された魚の販売を禁じているメンバー又は協力的非加盟国は、その遊漁に対し CCSBT CDS の要件を免除することができる。
- 1.6 委員会は、本決議の実施にあたり、SBT の漁獲、水揚げ、転載及び/又は蓄養に関与する拡大委員会のメンバー又は協力的非加盟国以外の国の適当な当局に対し、協力を要請しなければならない。

⁵ 用語「国産品の水揚げ」とは、当該 SBT の漁獲量が計上される国別配分量を有し、及び当該 SBT が記録される CDS 文書を発行するメンバー又は協力的非加盟国の CCSBT 許可漁船/運搬船により、当該メンバー又は協力的非加盟国の領土に SBT が水揚げされることをいう。

⁶ この文脈において、魚体の部位から分離されたすべての肉が、肉であると見なされる。

- 1.7 メンバー、協力的非加盟国及び OSEC は、SBT の漁獲を許可されていない船舶により漁獲された SBT について、国産品としての水揚げ、転載、輸入、輸出及び/又は再輸出並びに（SBT 蓄養が管轄権の下で行われている場合）SBT の蓄養を許可されていない蓄養場への SBT の移送又は蓄養場間の移送及びそこからの SBT の収穫を認めてはならない。
- 1.8 メンバー、協力的非加盟国及び OSEC は、次の場合を除き、標識をともなわない丸の状態の SBT について、国産品としての水揚げ、転載、輸出、輸入又は再輸出を認めてはならない。
 - 1.8.1 蓄養事業の場合、捕殺後 30 時間以内に標識が装着されることを条件に、標識なく SBT を水揚げすることができる。
 - 1.8.2 CCSBT 許可船記録に掲載されている船舶が船上に十分に標識を有していないという特別な状況においては、水揚げ時に標識を装着することができる。
 - 1.8.3 予期せぬ SBT の混獲で船上に標識がない又は十分でないという特別な状況においては、水揚げ時に標識を装着することができる。
- 1.9 標識が偶発的に外れ再装着できないという特別な状況においては、可及的速やかに、かつ、水揚げ、転載又は輸出の時点までに、代替の標識を装着しなければならない。
- 1.10 メンバー及び協力的非加盟国は、事務局長に対し、遵守委員会（CC）／拡大委員会（EC）に対するそれぞれの年次国別報告書において、**1.8.2、1.8.3 又は 1.9** に定められる特別な状況を報告しなければならない。報告により、特別な状況の詳細、標識装着された SBT の尾数及び **1.9** については元来（判明している場合）の標識番号及び新たな標識番号を提供しなければならない。
- 1.11 メンバー及び協力的非加盟国は、国産品の水揚げについて、少なくとも最初の販売時点まで標識が丸の状態の SBT に留まることを義務づけなければならない。その後も丸の状態の魚に標識が留まることを奨励しなければならない。

2. 必要となる登録

- 2.1 蓄養場記録が、許可された蓄養場を特定するため、事務局長によって作成、維持される。
- 2.2 事務局長によって維持される船舶記録により、許可船舶が特定される。
- 2.3 上記の許可登録に含まれない船舶及び/又は蓄養場の情報が記録されている CCSBT CDS 文書は、本制度の目的に対する有効な文書と見なされない。

3. 必要となる文書及び情報

- 3.1 CCSBT CDS 文書は、次のとおり。

- 3.1.1 蓄養活け込み様式－SBT の漁獲、曳航及び蓄養の情報を記録。
- 3.1.2 蓄養移送様式－蓄養場間の SBT の移送の情報を記録。
- 3.1.3 漁獲モニタリング様式－予期せぬ漁獲を含め、蓄養の有無にかかわらず、すべての SBT の漁獲、水揚げ、転載、輸出及び輸入の情報を記録。
- 3.1.4 漁獲標識様式－CDS の一環として標識装着された個別魚の情報を記録。
- 3.1.5 再輸出又は国産品水揚げ後の輸出様式－漁獲モニタリング様式によって、すでに最初の国産品の水揚げ時点又は輸入時点まで追跡されており、その後全量又は一部を輸出又は再輸出される SBT の情報を記録。
- 3.2 3.1 に定められる CCSBT CDS 文書に含まれるべき情報と関連する指示事項は、別添 1A－D。
- 3.3 承認された様式の採択後は、翻訳の追加といった最小限の変更のみ認められる⁷。情報欄が該当しないという場合を除き、標準様式から情報欄を削除することは認められない。
- 3.4 3.3⁸に従い変更が加えられた文書は、メンバー、協力的非加盟国及び SBT の水揚げ、転載、輸入、輸出又は再輸出に関与していることが知られている非加盟国に配布するため、事務局長に提供されなければならない。
- 3.5 様式及び様式の内容に関する大幅な変更は、CCSBT 遵守委員会からの勧告に基づき、委員会がその年次会合で合意した場合のみ認められる。
- 3.6 CCSBT CDS 文書は、固有の番号が付されていなければならない。

4. 標識装着

- 4.1 メンバー及び協力的非加盟国は、次の場合を除き、捕殺時、丸の状態の SBT に SBT 標識を付することを義務づけなければならない。
 - 4.1.1 蓄養事業の場合、捕殺後 30 時間以内に標識を付することができる。
 - 4.1.2 CCSBT 許可船記録に掲載されている船舶が船上に十分に標識を有していないという特別な状況においては、水揚げ時に標識を付することができる。
 - 4.1.3 予期せぬ混獲で船上に標識がない又は十分でないという特別な状況においては、水揚げ時に標識を付することができる。
- 4.2 3.1.4 のとおり、漁獲標識様式は、個別の SBT について関連する標識情報が記録される。漁獲標識様式は、捕殺時以降できる限り速やかに記

⁷ただし、漁獲標識様式にあっては、メンバー又は協力的非加盟国の裁量によって、追加的な情報を含めるよう修正することができる。

⁸漁獲標識様式への追記を除く。

入されなければならない。体長及び重量の測定は、SBT の凍結前に実施されなければならない。船上において測定が正確に実施できない場合、測定及び関連する漁獲標識様式への記入が SBT のさらなる移送の前に行われることを条件に、水揚げ又は転載の時点で行うことができる。

- 4.3 完成した漁獲標識様式は、旗国であるメンバー及び協力的非加盟国に提供され、漁獲標識様式の情報、四半期ごと、電子媒体を通じ、事務局長に対し、提出されなければならない。eCDS が全面的に導入された後は、電子標識様式について義務付けられている電子的様式は eCDS の様式となる。
- 4.4 標識装着計画は、別添 2 に定められた手続き及び情報に関する最低基準を満たさなければならない。
- 4.5 メンバー及び協力的非加盟国は、SBT 標識の許可されない使用を禁止しなければならない。

5. 確認

- 5.1 CCSBT CDS 文書は、規則に則り、次に該当する者によって、確認（洋上転載の場合にあっては、署名）されなければならない。
 - 5.1.1 国産品の水揚げについては、漁獲した船舶の旗国であるメンバー若しくは協力的非加盟国の政府職員、又は当該船舶が用船契約に基づき操業している場合にあつては、当該用船先のメンバー若しくは協力的非加盟国の権限を有する当局若しくは機関。
 - 5.1.2 CCSBT の大型漁船の転載に対する計画創設に関する決議に基づくすべての SBT の転載については、かかる決議が求めるオブザーバー。
 - 5.1.3 すべての SBT の輸出については、輸出するメンバー又は協力的非加盟国の政府職員。
 - 5.1.4 すべての SBT の再輸出については、再輸出するメンバー、協力的非加盟国又は OSEC の政府職員。
- 5.2 CDS 文書の確認権限は、該当する国/漁業主体の政府職員から権限を付与された者に委任することができる。委任された者を利用するメンバー、協力的非加盟国及び OSEC は、事務局長に対し、かかる委任に関する正規の写しを提出しなければならない。CCSBT CDS 文書を証明する者は、当該文書を確認する者と同一であつてはならない。
- 5.3 メンバー、協力的非加盟国及び OSEC は、事務局長に対し、確認に関する情報を提供しなければならない（政府職員及び個人が CCSBT CDS 文書の確認を行う権限を行使するよりも前に、確認のタイプ、文書の確認を行う組織の名称、文書の確認を行う政府職員の氏名、肩書き及び署名、封印又は印鑑の印影見本及び代理権を有するすべての者のリストを含む）。メンバー、協力的非加盟国及び OSEC は、事務局長に対し、変更について時宜を得た方法で通知しなければならない。

- 5.4 事務局長は、5.3 に定められた情報の維持、更新を行い、それをすべてのメンバー、協力的非加盟国及び OSEC に提供し、変更については遅滞なく回章する。
- 5.5 メンバー、協力的非加盟国及び OSEC は、3.1 に定められる CCSBT CDS 文書のうち、完全でないもの、明らかに誤った情報が記載されているもの又は本決議の求めるとおり確認されていないものについて、確認をしてはならない。
- 5.6 メンバー、協力的非加盟国又は OSEC は、転載、国産品の水揚げ、輸出、輸入又は再輸出において、当該 SBT の貨物に必要なとされる文書の一部又はすべてがともなわれていない場合、様式において必要とされる情報欄の記載に不備がある場合又は様式が本決議の求めるとおり確認されていない場合、いかなる SBT も受け入れてはならない。
- 5.7 全量又は一部が標識の装着されていない丸の状態の SBT からなる貨物について、転載、国産品の水揚げ、輸出（国産品の水揚げ後の輸出を含む）、輸入又は再輸出（ただし、別添 2 のとおり、SBT がさらに加工され標識が必要でなくなった場合を除く）の確認又は受け入れをしてはならない。
- 5.8 メンバー及び協力的非加盟国は、CDS 文書に含まれる情報を確認するために必要な範囲で、船舶、水揚げ及び可能であれば市場に対する検査を含む監査を適正な水準で実施しなければならない。
- 5.9 メンバー及び協力的非加盟国は、5.8 に従い実施した監査の種類及びカバー率並びに遵守の程度に関する詳細を、SBT 漁業に関する年次報告に含めなければならない。

6. 情報交換及びデータの機密性保護

- 6.1 メンバー、協力的非加盟国及び OSEC は、受領したすべての CCSBT CDS 文書原本（又はスキャナーによって作成した原本の電子コピー）を、文書上に記載された直近の日付から最低 3 年の間、保持しなければならない。メンバー、協力的非加盟国及び OSEC は、発行した CCSBT CDS 文書の写しについても、文書上に記載された直近の国/主体による発行日から最低 3 年の間、保持しなければならない。これら CDS 文書の写しは、四半期ごとに事務局長に送付されなければならない（漁獲標識様式⁹を除く）¹⁰。
- 6.2 事務局長は、CDS 文書の原資料を電子データベースに蓄積しなければならない。事務局長は、かかるデータベースにおける原資料の機密性を確保し、国/漁業主体に対しては、当該国/漁業主体が確認した CCSBT CDS 文書に関する原資料のみ提供する。国/漁業主体が他の国/

⁹ 漁獲標識様式に提供すべき情報の要件は、4.3 に定められている。

¹⁰ 様式原本の写し又は様式のすべての情報を含む電子様式のいずれか。

漁業主体に係る CCSBT CDS 文書を求めた場合、事務局長は、後述の取極によってのみかかるデータを公開できる。

- 6.3 事務局長は、CCSBT CDS を通じて収集されたデータについて、1月1日から12月31日までの期間のものについては翌年6月1日までに、1月1日から6月30日までの期間のものについては同年12月1日までに、拡大委員会に報告しかつすべてのメンバー及び協力的非加盟国に回章しなければならない。かかる報告書に含まれる情報は、別添3に定める。事務局長は、メンバー及び協力的非加盟国の指定する一つの当局にのみ、かかる報告書の写しを電子媒体にて提供しなければならない。
- 6.4 事務局長は、次により構成される報告書を CCSBT ウェブ・サイトのパブリック・エリアに掲載する。
- 船籍のおかれる国/漁業主体
 - 収穫年
 - 製品の仕向地（国産品の水揚げを含む）
 - 漁具コード
 - 正味重量
 - 推定原魚重量（変換係数を利用して正味重量から算出する）
 - パラグラフ3.4に従って提出された、変更が加えられたCDS文書の写し
- 6.5 科学委員会、遵守委員会又はその他の委員会補助機関の要求がある場合、事務局長は、委員会の同意を得て、CCSBT CDS により収集されるデータについて、6.3 に定められるところよりも頻繁又は詳細なものを、当該機関に対し、提供しなければならない。
- 6.6 事務局長は、6.1 により提供されたデータを分析のうえ、確認された相違を関係のあるメンバー又は協力的非加盟国に通知しなければならない。

7. CDS 文書の確認

- 7.1 メンバー及び協力的非加盟国は、その権限のある当局又はその他権限を付与された者もしくは機関が、その領土に国産品として水揚げされる、その領土へ輸入される、その領土から輸出又は再輸出される SBT の貨物を確認し、SBT の貨物について確認された CCSBT CDS 文書を検査するための措置を講じることを確保しなければならない。当局又は許可を付与された個人もしくは機関は、CCSBT CDS 文書及び関連する文書に記載された情報を確認するために、貨物の内容物を検査できるものとし、必要であれば、関係する業者とともに確認を実施しなければならない。
- 7.2 メンバー及び協力的非加盟国は、情報を精査し、CDS 報告書における情報について、事務局長からのデータとの比較により確認された不調和を含め、確認された不正行為を調査、解決しなければならない。特

に、メンバー及び協力的非加盟国は、入手可能な情報を利用し、6.3に基づき事務局長による報告書の照合を行わなければならない。

- 7.3 メンバー、協力的非加盟国及び OSEC は、次のいずれかに該当する SBT の貨物について、事務局長並びに関係するメンバー、協力的非加盟国及び OSEC に対し、可及的速やかに通報しなければならない。

7.3.1 関連する CDS 文書に含まれる情報に疑義がある場合。

7.3.2 CCSBT CDS 文書が不完全、行方不明又は確認されていない場合。

- 7.4 メンバー及び協力的非加盟国は、7.1 及び 7.2 に規定される懸念事項を国内法に従い精査、調査及び解決するため、関連当局と協力するとともに必要なすべての手段を講じ、事務局長による委員会への報告書に含めるため、その結果を事務局長に通知しなければならない。
- 7.5 遵守委員会は、6.3 及び 6.4 の事務局長によってとりまとめられた要約情報を、確認された不正行為及び不調和並びに 7.3 に基づき通報された調査の結果を含め、検討する。
- 7.6 委員会は、遵守委員会の勧告を受けて、確認調査の結果に関連して必要となる対応を検討することができる。かかる対応には、ここに記載される遵守措置又は関連する他の遵守措置の見直しを含むが、それに限定されるものではない。
- 7.7 メンバー、協力的非加盟国及び OSEC は、CDS 文書が偽造されないこと及び/又は誤った情報を含まないことを確保するために、協力しなければならない。

8. 情報へのアクセス及び保護

- 8.1 メンバー、協力的非加盟国及び OSEC の国内法令により、CCSBT CDS から作成される情報は、機密情報として扱われなければならない、CCSBT の目的に適う形で又は委員会が合意するその他の目的のためにのみ使用することができる。
- 8.2 メンバー、協力的非加盟国及び OSEC は、必要な場合には、漁獲の検証手続きを支援するべく、必要となる有益な情報の交換に合意し、適当な場合には、CDS に関する情報の伝達の完全性を検証し、不調和を一致させるのに必要となる可能性のある証拠を交換することに合意する。

9. 実施及びレビュー

- 9.1 本決議は、2010年1月1日から発効した。同日以降、CCSBTが2000年6月1日に採択したCCSBTみなみまぐる統計証明制度に代わるものとなった。
- 9.2 遵守委員会は、定期的に本決議のレビューを行い、実施上の問題、長所及び弱点を特定し、本決議の改善の選択肢及びその選択肢を支持する手続を拡大委員会会合で勧告する。レビューには、メンバー及び協

力的非加盟国により報告された標識の破損又は紛失並びに 1.9 及び 1.10 において使用を免除した程度に関する懸念事項が含まれる。

- 9.3 事務局長は、遵守委員会によるレビューを補佐するために、電子書類及び魚の標識に関連する利用可能な技術をモニターする。

事務局長による拡大委員会への 6 ヶ月／年次報告書の内容

この別添の報告書は、各メンバーの指定当局にのみ提供される。

この別添において、以下の略語はそれぞれ異なった様式を示している。

- FSF – 蓄養活け込み様式
- FTF – 蓄養移送様式
- CMF – 漁獲モニタリング様式
- REEF – 再輸出/国産品水揚げ後の輸出様式
- CTF – 漁獲標識様式

~~CDS の最初の年においては、作成されるべきすべての報告書に関して CDS から十分な情報が得られないだろう。事務局において、CDS データベース及び関連する報告制度が作成過程にある最初の 1 年間は、報告書の作成が遅れることも受容される。~~

製品に関する報告書

製品に関する 2 つの報告書が作成される。

(1) 製品に関する総括と報告漁獲量の比較報告書

この報告書は、各メンバー及び協力的非加盟国の割当年の漁獲量を推定するため、CMF 及び FSF の死亡尾数のデータを使用する。これは、割当年が終了した後、十分な CDS データが利用可能な場合のみ実施されるべきである。CDS から得られた加工処理後の重量は、各メンバーから提供されている変換係数が利用可能であればそれを利用し、メンバーが使用すべき変換係数を提出していない場合には「最善の」代替的な変換係数を利用して、原魚重量に換算すべきである。報告書で使われたすべての変換係数の値はリスト化されるべきである。この報告書には、比較のためにも、メンバー/協力的非加盟国から得られた割当年の報告漁獲量も（可能ならば）含めるべきである。

- 船籍がおかれる国/漁業主体
- 割当年¹
- CDS から得られた漁具別の総推定 SBT 原魚重量
- メンバーから報告された漁具別の総 SBT 原魚重量（利用可能な場合）

¹ メンバーの割当年は異なっているので、各メンバーの実際の割当年の期間が用いられるべきであり、混乱を避けるためにもこれらの期間を報告書に示すべきである。この報告書には（CDS 及びメンバーからの報告書双方に基づく最新の推定値とともに）CDS のデータが十分にある最近の割当年の記録も記載すべきである。

- コメント²

(2) 詳細な製品に関する総括報告書

この報告書は、TIS の別紙 2 の報告書に類似している。以下の情報を提供するため、CMF 及び CTF のデータを利用する。

- 船籍がおかれる国/漁業主体
- 漁獲魚、蓄養魚又は蓄養場での漁獲魚/曳航中の死亡魚
- 製品(F/FR)
- 加工タイプ(RD/GGO/GGT/DRO/DRT/FL/OT など)
- 収穫年月
- 漁具コード
- 統計海区
- 輸出地点（輸出の場合のみ）
- 輸出年月（輸出のみ）
- 最終仕向地となる国/漁業主体
- 最終仕向地に到着した年月

上記の項目内における以下の数量

- SBT の数量
- SBT の正味重量

REEF 報告書

REEF に関して 2 つの報告書が作成される。

(1) 詳細な REEF 総括報告書

この報告書は、TIS の別紙 4 の報告書に類似している。以下の情報を提供するため、CMF 及び REEF のデータを利用する。

- 原産漁獲国/漁業主体
- 今回輸出する国/漁業主体³
- 輸出地点
- 輸出年月⁴
- 輸入国/漁業主体
- 輸出製品(F/FR)
- 輸出されたタイプ(RD/GGO/GGT/DRO/DRT/FL/OT)

²この数量の解釈に関して追加的な情報を提供するためには、コメントが必要になるだろう。例えば、メンバーからの報告書には（遊漁による漁獲量のような）CDS の対象とならない漁獲量が含まれていることや、最近年の CDS データは十分に更新されていない可能性があることなどを示す。

³これは該当する REEF に記載されている輸出する国/漁業主体であり、先行する REEF 又は CMF に記載されているものではない。

⁴輸出証明日に基づき決定する。

上記の項目内において

- 輸出された SBT の正味重量及び尾数

(2) REEF 不調和報告書

この報告書では、すべての REEF 及び関連する CMF を調査し、その後の輸出及び再輸出において「過剰利用⁵」となっているすべての CMF のリストを作成すべきである。

- 過剰利用 CMF に記載された文書番号、船籍がおかれる国/漁業主体、製品タイプ及び重量
- 関連する REEF の文書番号、輸出国/漁業主体、製品タイプ及び重量
- その他遵守委員会で合意された情報

標識報告書

1つの標識報告書が作成される。

(1) 標識総括報告書

以下の情報を提供するため、CTF 及び CMF 双方のデータを利用する。

- 船籍がおかれる国/漁業主体
- 標識を装着した SBT の総尾数及び正味重量
- 関連する CMF で報告された SBT の総尾数及び正味重量

転載報告書

2つの転載報告書が作成される。

(1) 転載総括報告書

SBT の転載に関する以下の総括情報を提供するため、CMF 並びに転載申告書及びオブザーバー報告書のデータを利用する。

- 漁獲した船舶の船籍がおかれる国/漁業主体
- 転載年月
- 転載船の船籍がおかれる国/漁業主体
- 最終仕向地となる国/漁業主体

上記の項目内における以下の数量

- 転載件数
- CMF に基づく SBT 尾数
- CMF に基づく SBT の正味重量

⁵ 過剰利用 CMF とは、CMF に記載されていた魚のその後の輸出/再輸出の量が、当該 CMF で報告されていた当初の量を超過している場合をいう。

- 転載申告書に基づく SBT の正味重量
- 転載オブザーバー報告書に基づく SBT の正味重量

(2) 転載不調和報告書

この報告書は、CMF に記載された SBT の重量が、転載申告書又は転載オブザーバー報告書のどちらかに記載された SBT の重量と異なっている場合に、当該各転載の詳細について作成する。

- 漁獲した船舶の船籍がおかれる国/漁業主体、名称及び登録番号
- 転載日
- 転載船の船籍がおかれる国/漁業主体、名称及び登録番号
- CMF に基づく SBT の正味重量及びタイプ
- 転載申告書に基づく SBT の正味重量及びタイプ
- 転載オブザーバー報告書に基づく SBT の正味重量及びタイプ

蓄養報告書

2つの蓄養報告書が作成される。これらの報告書は、関連する国/漁業主体の通常の「漁期」を含む漁獲及び蓄養期間を網羅するよう作成されるべきである。

(1) 蓄養総括報告

各国/漁業主体から得られた蓄養 SBT に関する以下の集約情報を提供するため、FSF 及び CMF のデータを利用する。この報告書は、貿易情報スキームの一環としてオーストラリアが作成している 6ヶ月ごとの蓄養報告書に類似している。

- 漁獲した船舶の船籍がおかれる国/漁業主体及び隻数
- 漁獲期間
- 漁獲のあった統計海区
- 曳航期間中の死亡魚の総尾数及び重量
- 蓄養場への移送期間
- 蓄養場へ移送した SBT の総尾数及び重量
- すべての移送に関する平均重量の最小値、最大値及び中央値
- 蓄養場からの収穫期間
- 蓄養場から収穫した SBT の総尾数及び重量

(2) 蓄養不調和報告書

この報告書は、蓄養場に移送された SBT の尾数（FSF に基づく。また FTF に基づき調整される）が、CMF に基づく当該蓄養場から収穫された SBT の尾数を上回る場合に、当該各蓄養場の詳細について作成する。

- 蓄養場のある国/漁業主体及び蓄養場の名称
- 最初の曳航から当該蓄養場に移送した期間
- 最初の曳航から当該蓄養場に移送した SBT の総尾数及び重量
- 他の蓄養場から当該蓄養場に/当該蓄養場から他の蓄養場に移送した期間
- 他の蓄養場から当該蓄養場に/当該蓄養場から他の蓄養場に移送した SBT の総尾数尾及び重量
- 当該蓄養場から収穫した期間
- 当該蓄養場から収穫した SBT の総尾数及び重量

照合報告書

~~CDS 文書は、四半期ごとに様々な発信元から事務局に送付される。同じ文書が、時を異にして事務局に送られるかもしれない。例えば、SBT が輸出されるか又は転載される際に送付され、さらに同じ SBT が輸入されるか又は国産品として水揚げされる際に再度送付されるというように。照合報告書は、想定される文書の数量及びタイプに関する集約情報を提供するよう考案されなければならないものの、未だ各国/漁業主体からはそのようなものは得られていない。この報告書は、異なる情報源から得られた様式の数値に不調和が生じているかどうかも明らかにすべきである。事務局は、CDS が 12 カ月間運用された後、この報告書を考案し作成すべきである。~~